

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-41, 45 改訂00

項目	コメント内容
計測制御 (第17条)	(0209-41) 添付書類1「事業変更許可との整合性」のロ(8)-h-1(PDF364)の事業変更許可添付書類六1.2.16では、各種計測値を「表示」することとなっているが、ロ(8)-h-4(PDF367)設工認の「e.情報の表示」では、計測値を「掲示」することとなっている。「表示」と「掲示」の使い分けを説明するとともに、「掲示」することで、許可の方針である「表示」を満足できることが分かるようにすること。
放射線管理 (第18条)	(0209-45) 事業変更許可において、「管理区域における線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、適切な場所に表示する設備を設ける」としている。 しかし、設工認申請書においては「チェックポイント及び事務建屋に掲示する。なお、チェックポイント及び事務建屋への掲示については、保安規定で定め、運用する」としている。コメント回答資料No.1206-01②において、「運用(保安規定)で対応」と整理しているが、表示する設備を設工認の対象としないと判断した理由について説明すること。

(回 答)

1. 表示について

計測設備や放射線監視設備で測定したデータは、そのデータを必要とする者が正しく認識できるように、適切な方法で表示を行う必要がある。

使用済燃料貯蔵施設の監視を行う監視員のために、蓋間圧力検出器、表面温度検出器、給排気温度検出器及び放射線検出器(エリアモニタリング設備及びモニタリングポスト)で測定したデータを数値化し、監視盤室及び事務建屋の表示・警報装置のモニタに数値あるいはグラフ等で表示する。

貯蔵建屋内の放射線管理区域内で作業を行う放射線業務従事者のために、放射線サーベイ機器で測定した貯蔵建屋の放射線に係るデータは、当社の管理区域は面積も大きくないことから、貯蔵建屋の配置図を利用して測定した場所と測定した値が分かるように記載した紙を壁に貼り出すことで、放射線業務従事者に対して表示することで計画している。このように紙で貼り出すことで、専用の表示設備と同等の役割を果たすことができると考えている。(添付図1 参照)

貼り出すための紙や壁は、設工認に申請する設備としてはそぐわないことから、表示設備としての設工認の対象設備とはしていない。

2. 掲示について

放射線サーベイ機器で測定した貯蔵建屋のデータを放射線業務従事者に対して紙に記載して表示することについては、表示方法の一つとして、申請書において「掲示」と表現している。

そのため、設工認別添I 2.5放射線管理施設(2)e.情報の表示 において、「放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、チェックポイント及び事務建屋に掲示する。掲示については、保安規定で定め、運用する」としている。(添付図2, 3 参照)

3. 記載の変更について

申請書添付 14 放射線管理設備に関する説明書と添付 14-3 放射線サーベイ機器に関する説明書において、「表示」に関する記載を適切な表現に変更する。

添付 14 放射線管理設備に関する説明書

P2 (PDF2564)

2.1 放射線管理施設の設計方針

変更前：・・・チェックポイント及び事務建屋に表示する運用とする。

変更後：・・・チェックポイント及び事務建屋に掲示する運用とする。

P3 (PDF2565)

2.2 放射線監視設備に関する設計方針

(3) 放射線に関する情報の表示について

変更前：・・・モニタリングポストの測定値を監視盤室及び事務建屋に掲示する。

変更後：・・・モニタリングポストの測定値を監視盤室及び事務建屋に表示する。

添付 14-3 放射線サーベイ機器に関する説明書

P2 (PDF2600)

2.1 放射線サーベイ機器の設計方針

変更前：・・・チェックポイント及び事務建屋に表示する。

変更後：・・・チェックポイント及び事務建屋に掲示する。

変更前：・・・測定した情報をチェックポイント及び事務建屋に表示することで

変更後：・・・測定した情報をチェックポイント及び事務建屋に掲示することで

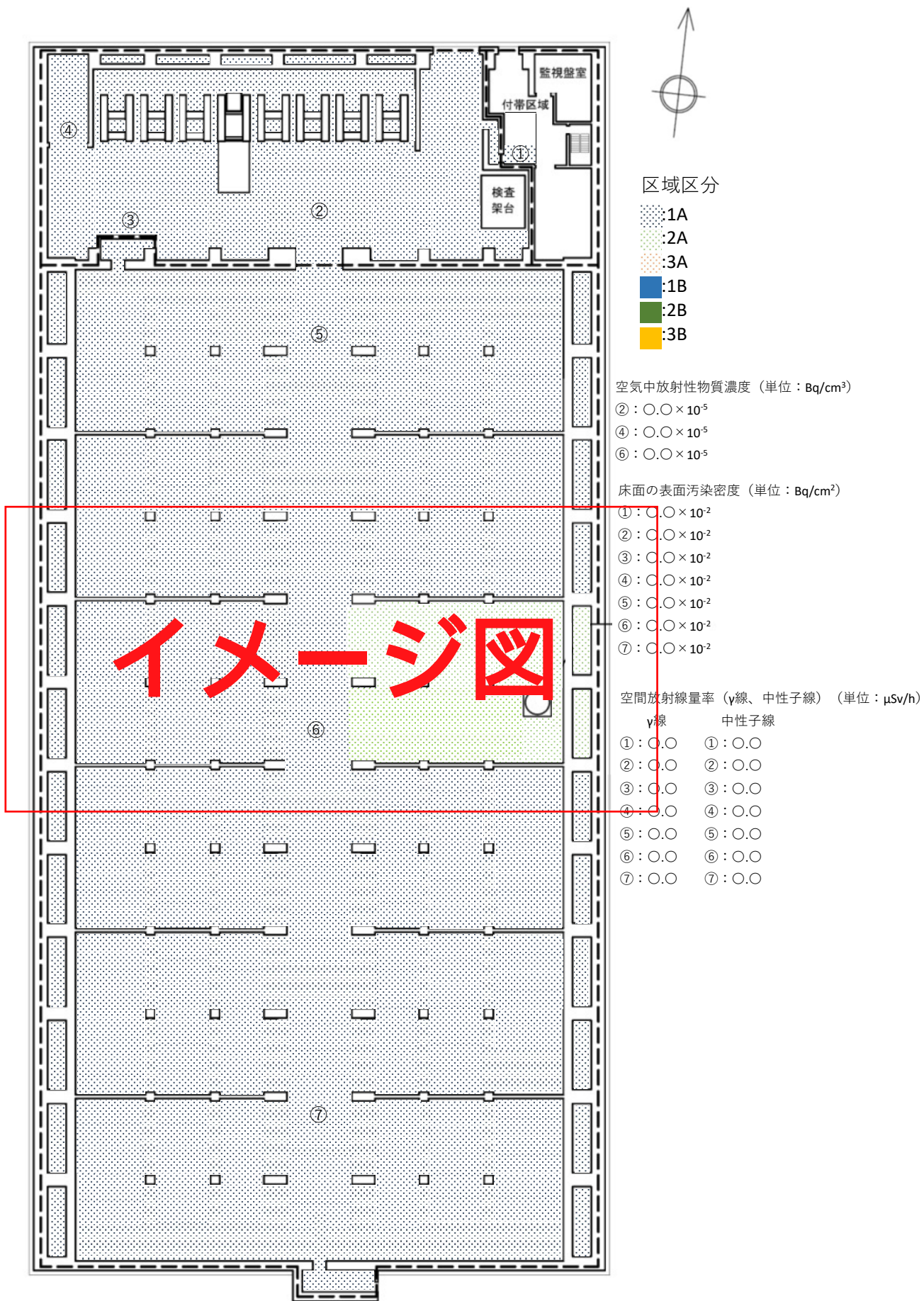
4. 添付図

添付図 1 放射線業務従事者に管理区域の状況を知らせるための掲示物 (イメージ)

添付図 2 チェックポイントにおける掲示場所 (予定)

添付図 3 事務建屋における掲示場所 (予定)

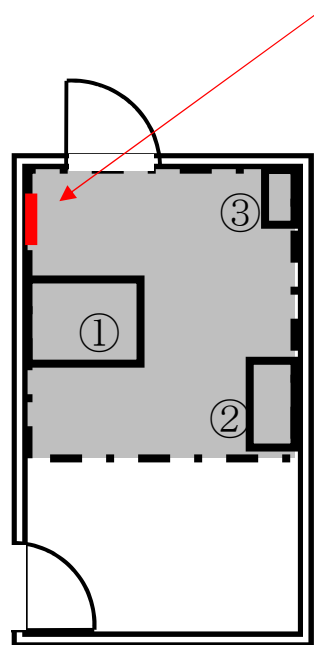
以上



貯蔵建屋 管理区域区分図 (例)

チェックポイントにおける掲示場所（予定）

チェックポイントにおける
管理区域の放射線状況を示す
掲示物の掲示場所（予定）



チェックポイント

①	入退域管理装置（ゲート付き） 【入退域管理装置-1】
②	入退域管理装置（ゲート無し） 【入退域管理装置-2】
③	個人線量計充電器 【APD充電器（100台用）】

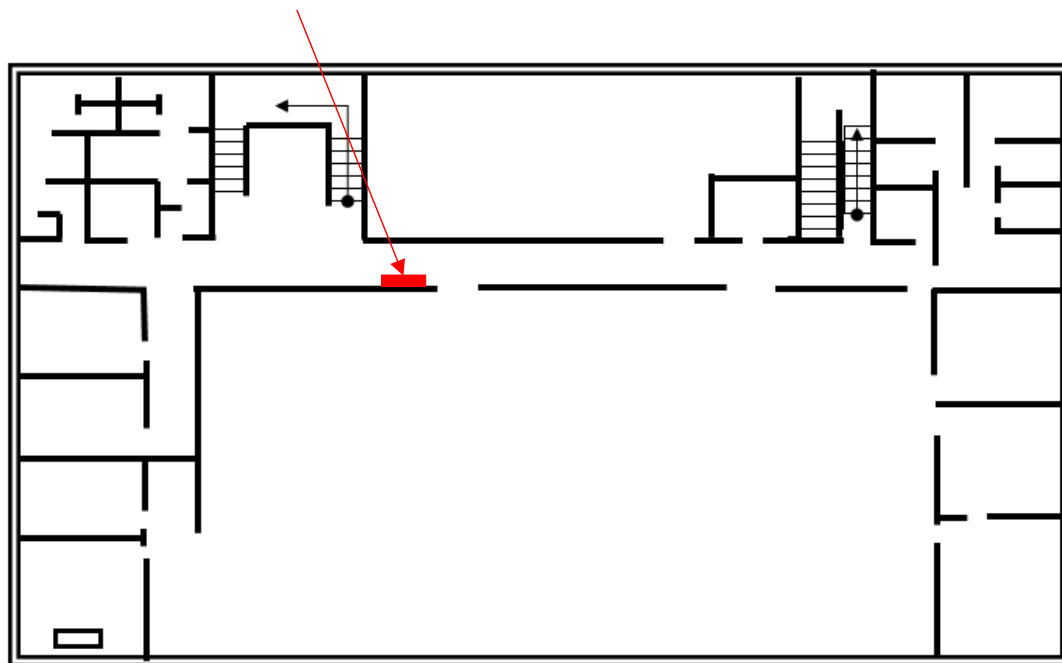
注：【 】は機器名称を示す。

チェックポイント
掲示場所



事務建屋における掲示場所（予定）

チェックポイントにおける
管理区域の放射線状況を
示す掲示物の掲示場所（予定）



事務建屋 2階 I.P.+20.7

事務建屋 2階
掲示場所

